

2023年9月吉日

管理に係る重要事項調査報告書ご依頼者の皆様へ

森 ビ ル 株 式 会 社
東京都港区六本木六丁目10番1号
適格請求書発行事業者登録番号
T 1 0 1 0 4 0 1 0 2 9 6 6 9

管理に係る重要事項調査報告書等の発行手数料に関する
インボイス対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から開始となる消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における管理に係る重要事項調査報告書等の作成手数料につきまして、下記のとおり弊社対応をご案内申し上げます。

敬具

記

1. 従来通り、管理に係る重要事項調査報告書等作成手数料に関する領収書・請求書の発行はいたしません。作成手数料の振込明細票をもって領収書に代えさせていただきます。
2. 振込明細票におけるインボイスの要件を満たす補足資料を、次ページにご用意しておりますので、保存をお願いいたします。
3. 適格請求書補足資料について

【適格請求書記載要件と振込明細票及び補足資料の対応表】

①適格請求書発行事業者の名称及び登録番号	：補足資料参照
②取引年月日	：振込明細票の振込日参照
③取引内容	：補足資料参照
④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率	：振込明細票と補足資料参照
⑤税率ごとに区分した消費税額等	：補足資料参照
⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	：振込明細票の振込人名参照

以上

適格請求書補足資料（管理に係る重要事項調査書等の作成手数料）

弊社は、管理に係る重要事項調査報告書等の作成手数料に関して、領収書を発行いたしません。
弊社は、作成手数料の振込明細票と本補足資料をもって、作成手数料の適格請求書といたします。

発行者	森ビル株式会社			
発行者住所	東京都港区六本木六丁目10番1号			
発行者の適格請求書 発行事業者登録番号	T1010401029669			
取引年月日	重要事項調査報告書等作成手数料の振込明細票に記載された振込日を参照			
取引内容 （提供サービス及び 調査報告書作成手数料内訳）	「管理に係る重要事項調査報告書」 1部発行		「管理に係る重要事項調査報告書」	
			「管理規約・使用細則」 各1部発行	
	発行書類	料金	発行書類	料金
	「管理に係る重要事項調査報告書」	¥10,000	「管理に係る重要事項調査報告書」	¥10,000
	税抜金額合計(対象消費税率10%)	¥10,000	「管理規約・使用細則」	¥5,000
	消費税額（消費税率10%）	¥1,000	税抜金額合計(対象消費税率10%)	¥15,000
	税込金額合計	¥11,000	消費税額（消費税率10%）	¥1,500
			税込金額合計	¥16,500
	「管理規約・使用細則」 1部発行		「管理に係る重要事項調査報告書」	
		「長期修繕計画」 各1部発行		
発行書類	料金	発行書類	料金	
「管理規約・使用細則」	¥5,000	「管理に係る重要事項調査報告書」	¥10,000	
税抜金額合計(対象消費税率10%)	¥5,000	「長期修繕計画」	¥3,000	
消費税額（消費税率10%）	¥500	税抜金額合計(対象消費税率10%)	¥13,000	
税込金額合計	¥5,500	消費税額（消費税率10%）	¥1,300	
		税込金額合計	¥14,300	
「長期修繕計画」 1部発行		「管理に係る重要事項調査報告書」		
		「管理規約・使用細則」		
		「長期修繕計画」 各1部発行		
発行書類	料金	発行書類	料金	
「長期修繕計画」	¥3,000	「管理に係る重要事項調査報告書」	¥10,000	
税抜金額合計(対象消費税率10%)	¥3,000	「管理規約・使用細則」	¥5,000	
消費税額（消費税率10%）	¥300	「長期修繕計画」	¥3,000	
税込金額合計	¥3,300	税抜金額合計(対象消費税率10%)	¥18,000	
		消費税額（消費税率10%）	¥1,800	
		税込金額合計	¥19,800	
書類の交付を受ける 事業者の氏名又は名	重要事項調査報告書等作成手数料の振込明細票に記載された振込人名を参照			